

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦北町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芦北町長

公表日

令和5年9月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、前年に一定以上の所得があった者に対して、個人住民税を課税する。税額は、広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。</p> <p>①1月1日時点の住民を把握したり課税資料を整備 ②前年所得の申告を受け付け ③課税資料(申告書、給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から町民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引き)・年金特別徴収(年金からの天引き)により徴収</p>
③システムの名称	町県民税システム 申告受付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)当初資料ファイル (2)障害者関係ファイル (3)生活保護関係ファイル (4)年金特徴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一 16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条 第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二 27の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第1号から第9号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 総務課 0966-82-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 税務課 0966-82-2511

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-1-③	個人住民税システム、申告受付システム、 収納消込システム、滞納整理システム	町県民税システム、申告受付システム	事後	
平成29年6月1日	I-4-②	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、 28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、 57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、 71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、 103、106、107、108、113、114、115、116、117、 120の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第20条第1号から第4号</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、 29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、 57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、 71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、 101、102、103、106、107、108、113、114、115、 116、119の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第1条、第2条、第3条 第4条、第6条、第7条、 第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20 条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、 第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25 条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、 第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、 第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、 第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47 条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53 条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条 の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 27の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第20条第1号から第4号</p>	事後	
平成29年6月1日	I-5-②	楠原清照	川尾敏浩	事後	
平成29年6月1日	II-1	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	II-2	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I-4-②	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、 29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、 57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、 71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、 101、102、103、106、107、108、113、114、115、 116、119の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第1条、第2条、第3条 第4条、第6条、第7条、 第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20 条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、 第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25 条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、 第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、 第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、 第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47 条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53 条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条 の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 27の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第20条第1号から第4号</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、 28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、 53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、 67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、107、108、113、114、 115、116、119の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第1条、第2条、第3条 第4条、第6条、第7条、 第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16 条、第19条、第20条、第22条、第22条の3、第22 条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の 3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31 条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、 第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第 43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第 45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第 51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59 条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 27の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第20条第1号から第4号</p>	事後	
令和1年6月25日	I-5-②	川尾敏浩	課長	事後	
令和1年6月25日	II-1	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II-2	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	I 一4一②	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、 28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、 53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、 67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、107、108、113、114、 115、116、119の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第1条、第2条、第3条 第4条、第6条、第7条、 第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16 条、第19条、第20条、第22条、第22条の3、第22 条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の 3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31 条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、 第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第 43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第 45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第 51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59 条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 27の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第20条第1号から第4号</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、 28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、 48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、 66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、 94、97、101、102、103、106、107、108、113、 114、115、116、117、120、121の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第1条、第2条、第3条 第4条、第6条、第7条、 第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16 条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条 の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、 第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28 条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32 条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37 条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43 条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の 5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51 条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59 条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の 3、第59条の4</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 27の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第20条第1号から第9号</p>	事後	
令和4年9月30日	II 一1	令和1年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月30日	II 一2	令和1年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月29日	I-4-②	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、 28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、 48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、 66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、 94、97、101、102、103、106、107、108、113、 114、115、116、117、120、121の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第1条、第2条、第3条 第4条、第6条、第7条、 第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16 条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条 の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、 第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28 条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32 条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37 条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43 条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の 5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51 条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59 条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の 3、第59条の4</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 27の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第20条第1号から第9号</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、 28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、 48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、 66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、 94、97、101、102、103、106、107、108、113、 114、115、116、117、120、121の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第1条、第2条、第3条 第4条、第6条、第7条、 第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16 条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条 の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、 第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28 条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32 条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37 条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43 条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の 5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51 条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59 条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の 3、第59条の4</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二 27の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第20条第1号から第9号</p>	事後	
令和5年9月29日	II-1	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月29日	II-2	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	